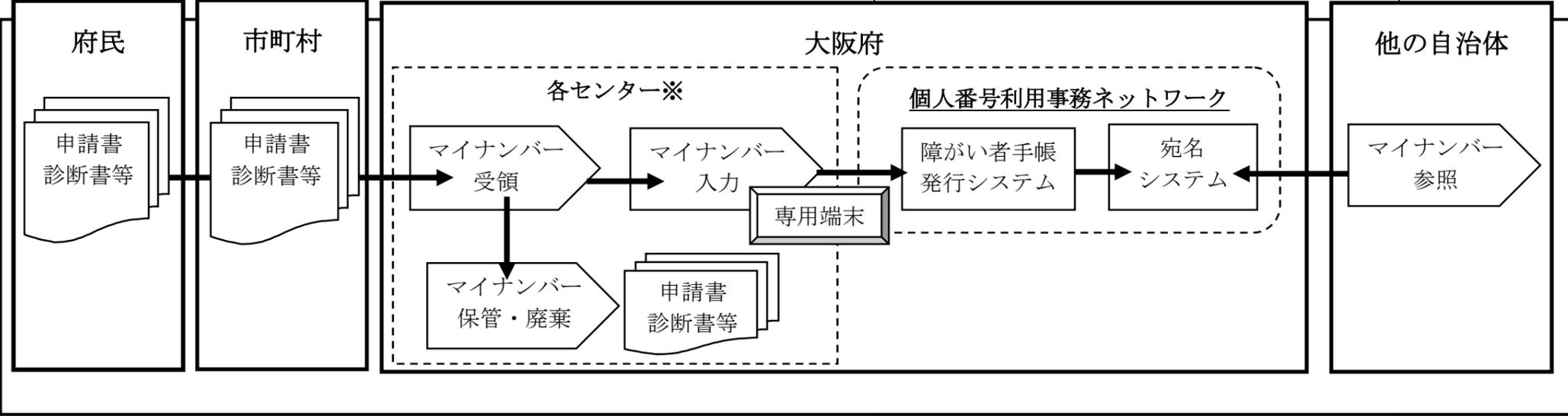


「障がい者手帳発行システム」におけるマイナンバーに関するセキュリティについて

対象受検機関：福祉部障がい福祉室、障がい者自立相談支援センター
健康医療部こころの健康総合センター

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 対象事務事業の概要</p> <p>(1) 障がい者手帳発行システムは、障がい者手帳発行業務を支援するシステムであり、マイナンバーを取り扱う「身体障がい者手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」及び「自立支援医療受給者証」の3つの手帳発行システムとマイナンバーを取り扱わない「療育手帳」及び「指定医師」の2つのシステムを併せた5つのシステムで構成されている。</p> <p>(2) 各手帳の発行については、府民が各市町村へ手帳発行に関する申請書、診断書等を提出し、各市町村から障がい者自立相談支援センター又は、こころの健康総合センターへ送付される。</p> <p>(3) マイナンバーを取り扱う業務は、「身体障がい者手帳」については、「障がい者自立相談支援センター」が手帳発行に関する業務を行っており、「精神障がい者保健福祉手帳」及び「自立支援医療受給者証」については、「こころの健康総合センター」が手帳発行及び受給者証発行に関する業務を行っている。</p> <p>(4) 各手帳発行システムの起動は、業務別でログイン画面、ID、パスワードが分かれており、複数の手帳業務を行うユーザは、複数のID、パスワードを管理している。</p> <p>【事務事業のイメージ図】</p> 	<p>1 マイナンバー情報へのアクセスについて</p> <p>(1) 障がい者手帳発行システムは、専用端末のみで操作が可能であり、他のパソコン、モバイルでは利用することができない仕様としているが、ログイン時に必要となるパスワードには、複雑性、冗長性、定期変更等を充足又は、促進するための仕組みがない。また、人事異動等による新規利用者のユーザID及びパスワードについて、ユーザIDは過去のをそのまま利用し、パスワードは、ユーザIDと同一となっていた。</p> <p>(2) ユーザ管理マスタ保守画面を操作できるユーザであれば、全ユーザIDのパスワードの閲覧が可能であった。</p>	<p>1 (1) ユーザID及びパスワードの不正使用を防止するため、ユーザID及びパスワードの設定に関するシステム及び運用上の仕組みを検討すること。</p> <p>(2) ユーザ管理マスタ保守画面を操作できるユーザであっても、全ユーザIDのパスワードの閲覧に制限を設けるなどの必要性について検討すること。</p>

<p>※センターごとにマイナンバーを受領してからマイナンバー入力するまでの手順は異なる。</p> <p>①<u>身体障がい者手帳</u> センターで受領した申請書は審査前に全て入力</p> <p>②<u>精神障がい保健福祉手帳</u> センターで受領した申請書は審査後に承認されたもののみを入力</p> <p>③<u>自立支援医療受給者証</u> 同②</p> <p>2 平成30年度情報セキュリティ等監査（マイナンバーに関するセキュリティ）の着眼点</p> <p>(1) 保有するマイナンバー情報は最小限となっているか。</p> <p>(2) マイナンバー情報へのアクセス可能者は、職務上必要な者のみとしているか。</p> <p>(3) 不要なマイナンバー情報は、速やかに削除・廃棄しているか。</p> <p>(4) 入力ミス等、人的なミスを防止する仕組みがあるか。</p> <p>(5) 外部連携先や、大阪府内他システムに悪影響を与えない様、考慮されているか。</p> <p>(6) テスト環境と本番環境の整備はされているか。</p> <p>(7) 各所属、IT・業務改革課、外部委託先の役割分担は適切か。（特に、分担の漏れが生じたり、委託先任せになっていないか。）</p> <p>3 実施方法と確認手法 事前ヒアリングにより事業の概要等を調査した上で、質問票を作成し、受検機関に回答を求めた。 平成30年度情報セキュリティ等監査の着眼点に基づき、監査手続を実施した。</p>	<p>2 人的なマイナンバー等の入力ミスの防止策について</p> <p>マイナンバーは、チェックディジット機能による入力ミスなどの人的なミスの防止機能を実装しているが、チェックディジット機能のみでは入力誤りを検知できない可能性が残る。</p> <p>しかしながら、身体障がい者手帳及び自立支援医療受給者証のシステムにおいて、マイナンバーの入力工程において、ダブルチェックを行うなど、入力結果の再確認が行われていなかった。</p> <p>なお、精神障がい者保健福祉手帳のシステムについては、システム入力時に入力者とは別の者が入力内容の確認をしている。</p>	<p>2 マイナンバーのチェックディジット機能でも入力誤りを検知できない場合があり、また、それ以外の部分に入力誤りも考えられることから、身体障がい者手帳及び自立支援医療受給者証のシステムにおいては、人的なミスを防止するための仕組みを検討すること。</p>
<p>措置の内容</p>		
<p>1 (1) (2) 平成31年4月より当該システムの改修を実施した中で、ユーザID及びパスワードの有期限化、個人管理化といった所要の改善を行った。</p> <p>2 身体障がい者手帳及び自立支援医療受給者証交付事務のマイナンバー入力工程において、職員による入力内容のダブルチェックを導入した。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：事務局：平成30年9月3日から平成30年12月21日まで）